

令和2年度(第64回)船員労働安全衛生月間について

今週は、9月1日から1カ月間行われる令和2年度(第64回)船員労働安全衛生月間についてお知らせします。

【趣旨・概要】

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者および船員による自主的な安全衛生活動の促進などにより船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施しています。

月間中に、全国の地方(地区)船員労働安全衛生協議会などによる安全衛生に関する訪船指導や船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講習会・講演会、医療機関と連携した無料健康診断を行うほか、各船舶や事業所においても自主点検・労働災害防止対策を実施していただくなど、各般の取り組みの推進を図ることにしています。

【スローガン】

安全は一人一人の積み重ね 船員みんなでワンチーム

【船舶及び事業場の自主総点検ならびに防止対策の実施】

本月間の趣旨を認識して、船長および安全・衛生担当者らを中心に乗組員が一丸となつて、次の点を参考に船舶内の自主総点検ならびに防止対策を実施しましょう。

(1)安全衛生意識の高揚

▽船舶における緑十字旗の掲揚、ポスターおよび安全衛生標語の掲示、安全担当者および衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。

▽船員災害防止協会が開催する高齢船員向け安全講習会ならびにパワーハラスメントおよびメンタルヘルスに関する講習会への参加を推進する。

(2)災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例などの情報収集・分析

▽船員災害防止大会や安全衛生に関する各種講演会などに積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。

▽船員災害防止協会発行の各種冊子や運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」などにより災害・海難事例などの情報収集・分析に努める。

▽化学物質等安全データシートの活用、暴露限界値が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

(3)安全衛生対策の推進

▽安全基準、衛生基準および作業基準の徹底に取り組む。

▽若年船員に対しては熟練船員が教育、中堅船員に対しては再教育、高齢船員に対しては事例の多い災害に対応した教育を推進する。

▽パワーハラスメントの防止対策が制度化され、本年6月に施行されたところ、職場におけるパワーハラスメントを防止するため、関係者は制度の理解を深めるとともに、相談窓口の設置、社内研修の実施などのパワーハラスメント防止対策を適切に取り組む。

▽メンタルヘルス確保のため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省)を参考に、ストレスチェックなどを活用したセルフケア、船長・衛生担当者などの管理監督者によるラインケア、人事労務スタッフなどによるケアおよび外部サービスの活用によるケアの実施に努める。

(4)海難発生に伴う死傷災害の抑制

▽操練の実施やサバイバルトレーニングの受講を推進する。